

世子尚永の、進貢謝恩の方物を分載して使者馬納里等を遣わす執照（一五七三、二一、二四）

琉球国中山王世子尚永、進貢謝恩の方物を護送する事の為にす。今、使者馬納里・通事鄭禧等を遣わし、夷梢を率領し、本国の小船一隻を撐駕し、馬二匹・生硫黄三千斤を裝載し、護送し前來して貢に充てしむ。仍お福建布政使司に赴き告稟して進取せしむる外、所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、宙字三号半印勘合執照を給して通事鄭禧等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘^{ところ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬納里 人伴二名

通事一員 鄭禧 人伴二名

管船火長・直庫二名 林華 馬文郎

梢水共に六十四名

隆慶七年（一五七三）二月二十四日

右の執照は通事鄭禧等に付し、此れに准ぜしむ
進貢謝恩等の
事の為にす 執照

注*（三一一〇）と同じものである。『明実録』万曆元年十一月乙巳、

十二月甲子、十二月戊辰の条に閩連の記事がある。十一月乙巳の条に「齎表箋朝貢、請襲封王爵」とある。『歴代宝案』にはこのときの護送船の執照のみが二重に採録され、表箋を齎した正船の執照がおちたものと思われる。

国王尚元の、官生の接回のため使者馬至連等を遣わす執照

（一五七二、一、二八）

琉球国中山王尚元、太学に読書せる官生の帰国して省親^①するを接回する事の為にす。

案照するに、先に嘉靖四十四年（一五六五）二月内に官生梁焯等四員・人伴嘉滿杜等四名を遣送し、福建布政使司に前去し、南京国子監に転送して読書習礼せしむ。作養して頗る文理^②を悟るを荷蒙す。経^③に今、五年にして見^{げん}に各生の年紀長成するが為に、合行^まに取回して婚娶すべし。兼ねるに且つ本国は官員を欠用す。船無くば以て回国し難きに因り、此の為に今、特に使者・都通事等の官の馬至連・鄭祿等を遣わし、字字四十四号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領し、姑^{しほ}く本国の海船一隻を駕して福建等の地方に前去し、太学^④に読書せる官生梁焯等四員の回国を接回せしむ。如し経過の関津把隘^{ところ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。

所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬至連 人伴五名

都通事一員 鄭祿 人伴三名

副使者二員 賈美 陶祿 人伴四名

管船火長・直庫二名 林華 馬益志

梢水共に一百二十二名

隆慶六年（一五七二）正月二十八日

右の執照は都通事鄭祿等に付し、此れに准ぜしむ

大学に読書せる官生を
接回する事の為にす

執照

注*官生の帰国の件は、『明実録』隆慶五年十二月戊戌の条に記事がある。なお本文書の年号は隆慶六年であるが、隆慶七年の二つの文

書の間にある。

(1) 省親 官吏が帰郷して父母の安否を問うこと。

(2) 文理 文章の理論・法則。

(3) 取回 つれかえる。

1-31-10

世子尚永の、進貢謝恩の方物を分載して使者馬納里等を遣わす執照（一五七三、二、二四）

琉球国中山王世子尚永、進貢謝恩の方物を護送する事の為にす。

今、使者馬納里・通事鄭禧等を遣わし、夷梢を率領し、本国の小船一隻を撐駕し、馬二匹・生硫黄三千斤を装載し、護送し前來して貢に充てしむ。仍お福建布政使司に赴き告稟して進取せしむる外、所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、宙字三号半印勘合執照を給して通事鄭禧等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{ところ}に遇わば、即便に放行し、留難して困つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬納里 人伴二名

通事一員 鄭禧 人伴二名

管船火長・直庫二名 林華 馬文郎

梢水共に六十四名

右の執照は通事鄭禧等に付し、此れに准ぜしむ

隆慶七年（一五七三）二月二十四日

進貢謝恩等の
事の為にす 執照